

○財務省告示第五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年十二月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百九十七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条及第四十七条、第四十七条及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 であ
入 場 も 加 、 た 価 国 定 特 であ
札 特 の 者 、 後 格 債 め 別 参 っ
発 別 に 者 財 格 市 る 参 加 っ
行 参 による にと 務 争 入 者 加 っ
「 加 行 行 大臣 が 争 札 者 者 財
と 者 行 行 各 入 札 の 募 行 務
い 第 一 限 国 入 の 額 者 行 大
う 二 下 額 債 札 の 入 者 行 臣
。」 非 一 を 市 決 者 行 以 各
争 格 国 定 場 定 第 下 国
入 競 債 額 特 定 一 非 債 債
札 競 債 額 別 定 を 及 市

ロ

札 非 非
発 競 者
行 争 者
入 入 者
札 格 第
発 競 I

各 各 各 各 各 各 各 各
申 申 申 申 申 申 申 申
込 込 込 込 込 込 込 込
み の 応 募 額 を 割 り 当 てる。
の 応 募 額 を 案 分 により
込 募 限 度 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
の 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申

六

イ

発

入 価 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 市 行 争 非 者 特 国 札 非
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 非 者 特 国 札 非
行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

額 面 金 額 で 一 兆 七 千 二 百 九 十 九

ニ

八 九

十 十

一 イ ロ

發

振 額 最

・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發
第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行
Ⅱ 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 争 格 日
非 者 特 国 發 競 I 加 場 ` 入 行 争 格

替
單
位

低
額
面
金

千 八 百 八 十 億 八 千 百 七 十 万 円

五 万 円

万 円

の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金

上 額 平 成 二 十 年 十 二 月 二 十 二 日
の 面 金 額 五 十 万 円 十 銭
の 面 金 額 五 十 万 円 十 銭
の 面 金 額 五 十 万 円 十 銭
の 面 金 額 五 十 万 円 十 銭
の 面 金 額 五 十 万 円 十 銭

十
三
二

の 経 利 入 価
払 過 札 格
込 利 発 競
み 子 率 行 争

(一) 年一・四パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{14}{100} \times \frac{2}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式に
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。
平成二十一年六月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において

十
四
初
期
利
子

規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
後第二期	以後	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
毎	日	平	日	財	平	平
年	を	成	本	務	成	成
六	支	三	銀	大	二	二
月	払	十	行	臣	十	十
二	期	年		か	二	二
十	と	十		ら	月	月
日	し	二		通	二	二
及	、	月		知	十	十
び	各	二		を	二	二
十	支	十		受	月	月
二	払	二		け	二	二
月	期	十		た	日	日
二	に	日		者		
十	お					